

ご家族・ご夫婦で加入できる 希望グループ保険

年金払特約付こども特約付団体定期保険



この保険は

万一、死亡された場合にご家族が保険金を受け取ることができます
所定の高度障害状態になった場合も被保険者本人が保険金を受け取ることができます

4つの特長

- 1年ごとの更新型なので定期的な保障の見直しが可能**
ライフステージに応じて必要保障額は変動しますので見直しは大切です。
- 手頃な保険料で大きな保障**
レゾナックグループを対象とした団体保険としての保険料率が適用されるため、**6,000万円まで**の保障をお手頃な保険料で備えられます。
- 配当金も魅力**
1年ごとの収支で剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。
※将来お支払いする配当金をお約束するものではありません。
実績により配当金が発生しない年度もございます。
- お手続きが簡単**
簡単な告知と申込書の記入だけでお申し込みいただけます。

申込書提出締切日	2025年4月18日(金)
効力発生日	2025年6月1日
申込書提出先	社内便：F6 昭光通商保険サービス(株) 浪久(ナミヒサ)宛 郵便：〒108-8504 東京都港区芝浦 3-1-1 田町ステーションタワー N31 階 昭光通商保険サービス(株) 浪久宛

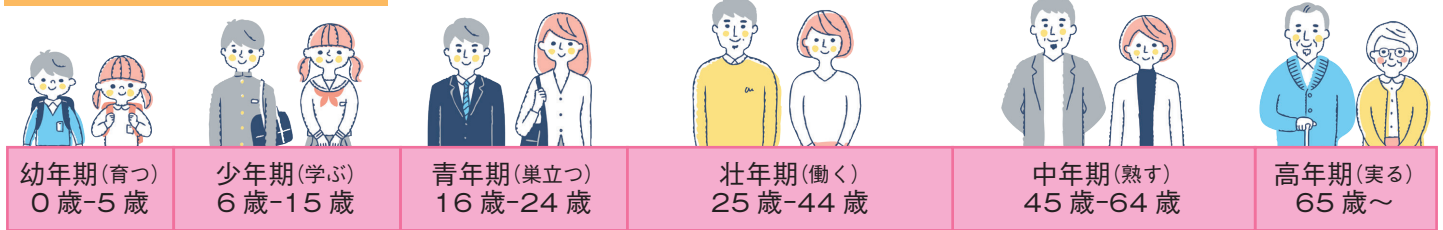
【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。お申込みの際には、別紙の「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「加入勧奨用資料(当パンフレット)」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がお申込みいただく皆さま全員の ご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

希望グループ保険は 万が一の際の死亡・所定の高度障害状態を保障します

ライフステージに応じて必要保障額は変動します。
希望グループ保険なら適切なタイミングで見直しが可能です。

ライフステージのイメージ図



はじめに

人が生まれてから亡くなるまでを6つの段階に大別すると、育つ幼年期、学ぶ少年期、巣立つ青年期、働く壮年期、熟す中年期、実る高年期と言えます。

働く私たち世代は主に壮年期から中年期にあたります。

壮年期から死亡率は少し増え始め、25歳から44歳までの区間死亡率は、男性で2.2%、女性で1.2%存在し、中年期の45歳から64歳までになると区間死亡率は男性が13.1%、女性が6.3%に増加します。
出典：厚生労働省 健康日本21(総論)

一般的にはライフステージや自分を取り巻く状況によって必要な保障は変化していきます。

価値観や選択肢は人により異なりますが、もし自分に万が一のことがあった場合、何が必要かを考えてみましょう。

就職後

車のローン・クレジットカードでの買い物の残額などは、本人が亡くなっても支払い義務は残り、法定相続人に引き継がれることとなりますので、社会人として最低限の死亡保障は用意したほうが良いでしょう。また、自分に万が一のことがあった場合に、お金を残したい家族がいる方は死亡保障を考えましょう。

マイホーム取得

マイホーム取得時に団体信用生命保険に加入する場合、死亡保障額が適切か見直しましょう。

結婚・子供の誕生・子供の成長

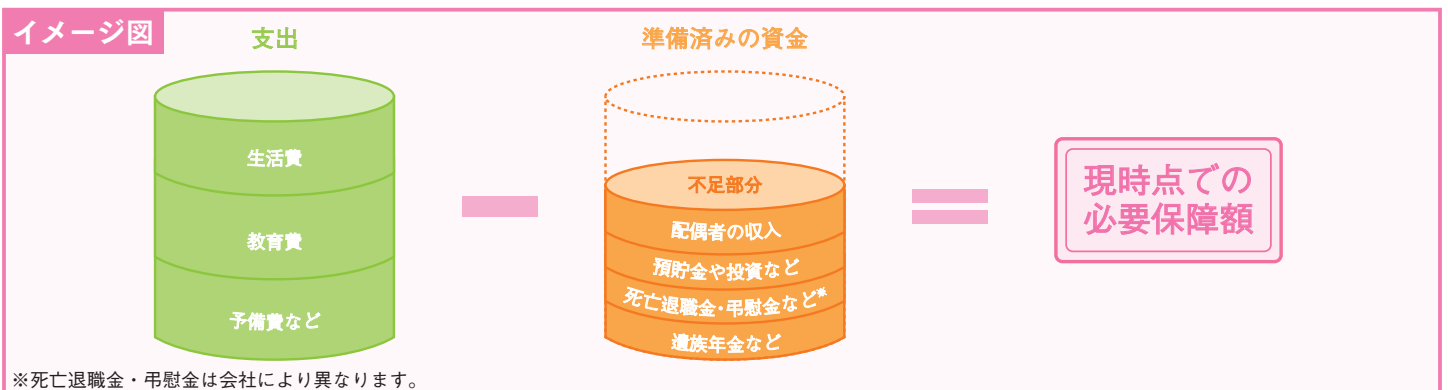
結婚や子供の誕生と扶養する家族が増えるタイミングで保障額は必ず見直しましょう。特に子供の教育費の負担は大きいので、将来を見据えて適切な保障額をあらかじめ想定して備えましょう。また子供の成長に合わせて、必要保障額を見直していきましょう。

子供の独立後

その時の資産状況に応じて、死亡保障の必要可否を判断しましょう。死後の整理資金(身の回りの整理・お葬式代・お墓など)もあらかじめ用意が必要か考えましょう。

必要保障額の考え方

残された家族のための必要保障額は、必要となる見込みの支出額から準備済みの資金を差し引いた額です。



子供の教育費ってどれくらいかかるの？

皆さんは子供の教育費をどのように準備していますか。預貯金、学資保険などそれぞれのご家庭ごとに考えていらっしゃると思います。幼稚園から大学まですべて国公立へ進んだ場合でも子供一人あたり少なくとも1,000万円の教育費がかかると言われていています。さらに、学校外活動費のことも考えておく必要があります。

万が一のことがあった場合、当初の見通しの通りに十分な教育費を準備できない可能性がありますので、希望グループ保険(団体定期保険)を上手に活用して備えることをおすすめいたします。

データでわかる教育費

大学卒業までの教育費

幼稚園から大学卒業までのケース別の平均教育費用

※大学…国公立：文理系、私立：文系 どちらも自宅通学

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学*	合計
すべて国公立の場合	約45万円	約193万円	約146万円	約137万円	約477万円	約998万円
すべて私立の場合	約95万円	約959万円	約422万円	約290万円	約651万円	約2,417万円

*幼稚園については幼児教育無償化を反映し授業料分を控除。

出典：幼稚園から高校まで文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」

大学については独立行政法人日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査結果」

文部科学省「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額の調査結果について」

●教育費は、すべて国公立で約1,000万円、すべて私立で2,000万円以上かかります。

上記の教育費合計には主に以下の費用などが含まれます。

- 学校教育費：制服、通学費、授業料、修学旅行、生徒会費、PTA会費、教科書代、クラブ活動費、その他納付金など
- 学校外活動費：参考書、問題集、家庭教師代、学習塾、習い事、芸術活動、スポーツなどの月謝、習い事等の交通費や諸費用など
- 学校給食費：幼稚園、小学校、中学校において保護者が給食費として学校に納付した経費

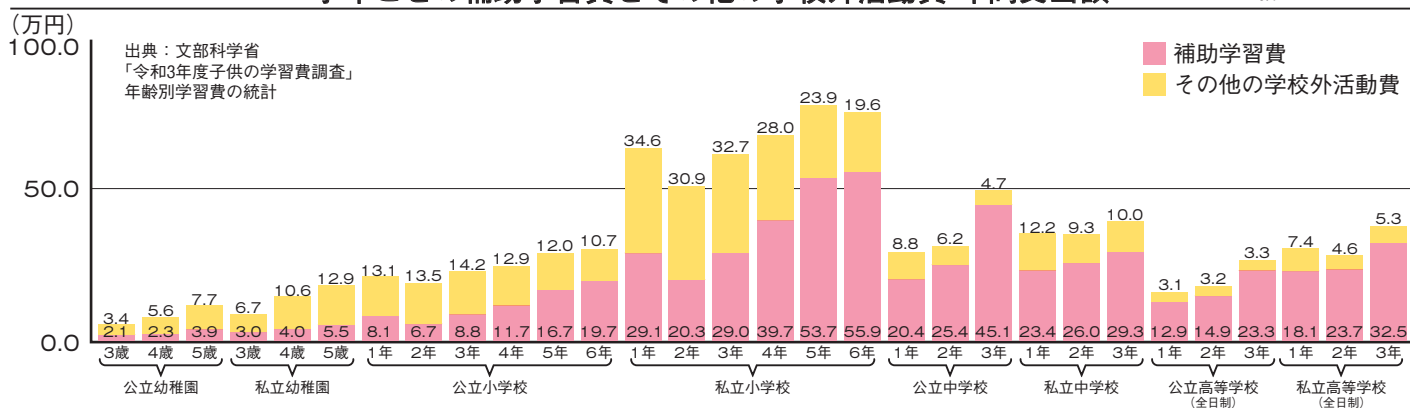
学校外活動費 学年ごとの年間支出額

補助学習費： 家庭教師費、学習塾費、図書費、物品費など

その他の学校外活動費：体験活動・地域活動・芸術文化活動・スポーツレクリエーション活動・国際交流体験活動・教養費など

学年ごとの補助学習費とその他の学校外活動費 年間支出額

※四捨五入しています



子供の学習費調査の最新版が発表されました。新型コロナ流行による生活様式の変化が色濃く反映した結果になっていると考えられます。前回調査(H30年度)に比べ、補助学習費は増加傾向になっており平均で前回調査比で約1.2倍となっています。反対にその他の学校外活動費は行動が制限されていた影響か、対前回調査比で微減となっています。

「補助学習費」と「その他の学校外活動費」の合計で年間80万円近い学年もあり、全体的にも上がっていますが、子供のより良い将来を願うからこそその「必要な費用」と言えるのではないのでしょうか。

必要保障額をモデルケースで見てください

実際に例を挙げて必要保障額を算出すると以下の通りとなります。
モデルケースですので、必要保障額をご自身の状況に合わせて算出ください。
次ページに必要保障額の考え方・計算式を記載しております。

ケース① 本人：男性 32 歳 配偶者 30 歳 子供 0 歳

前提：持ち家⇒無し(月額生活費28万円)

子供の教育費：1,200万円を準備したい

死後の整理資金と予備費：1,000万円を準備したい

預貯金・売却可能資産：300万円

配偶者の年収⇒ 無し

厚生年金加入120か月、厚生年金額32万円

※最新のねんきん定期便で確認

支出

◆家族の生活費 現在の生活費 $28万円 \times 0.7 \times 12 \times 22年間 = 約5,174万円$

◆妻の生活費 現在の生活費 $28万円 \times 0.5 \times 12 \times 36年間 = 6,048万円$

※本人死亡後の家族の生活費を7割として計算

※子供が独立した後の妻の生活費を5割として計算

※子供が大学卒業後の妻の平均余命は36年で計算

◆子供の教育費 1,200万円

(幼稚園：私立、小・中・高校：公立、大学：私立文系 自宅から通学を想定)

◆死後の整理資金と予備費：1,000万円

合計 約1億3,422万円

準備済みの資金 (公的年金は令和6年3月1日時点で算出)

◆預貯金・すぐに現金化できる資産300万円

◆死亡退職金・弔慰金・確定拠出年金等： 想定で500万円

◆遺族基礎年金(795,000円 + 228,700円) × 18年間 = 約1,843万円

◆妻自身の65歳以降の老齢基礎年金795,000円 × 24年間※ = 1,908万円

※妻が89歳まで生きる想定で計算

◆遺族厚生年金320,000円 ÷ 120 × 300 × ¼ × 59年間※ = 3,540万円

※妻が89歳まで生きる想定で計算

◆中高齢寡婦加算※(妻48歳から65歳まで)596,300円 × 17年間 = 約1,014万円

合計 約9,105万円

必要保障額

約1億3,422万円 - 約9,105万円 = 約4,317万円

実際の必要保障額を具体的に確認するには？

一家の働き手の万が一の際、残された家族が生活するための資金や教育資金などをあらかじめ考えておく必要があります。家庭ごとに家族構成や年齢、状況が異なりますので、必要保障額の考え方の目安を解説いたします。

支出 毎月の生活費として考えられるもの

- 食費・日用品、水道・光熱費、
- ガソリン代、交通費、通信費、衣料や家具などの買い替え費用、
- 医療費、各種税金(固定資産税、住民税など)、健康保険料、医療保険や自動車保険の保険料、
- 車のローン代、交際費、毎月の貯蓄
- 住居費(住宅ローンを組んでいる場合、団体信用生命保険に加入していれば住宅ローン債務は無くなりますが、マンションの場合は管理費や積立修繕費、駐車場代などの費用は支払いが続きます。)

家族の生活費は、現在の生活費を基準に末の子供が大学卒業までを7割、その後は配偶者の生活費として5割を一般的な目安として算出しています。

仮定① 末の子供が大学卒業(22歳)までの家族の生活費を現在の7割として算出



$$\text{現在の生活費} \text{ 万円} \times 0.7 \times \text{年間} \text{ 家族の生活費 万円}$$

末子の現在の年齢から大学卒業までの年数を入れます

仮定② 末の子供が大学卒業後の配偶者の生活費も必要ならば現在の5割として算出

$$\text{現在の生活費} \text{ 万円} \times 0.5 \times \text{年間} \text{ 配偶者の生活費 万円}$$

末子が22歳のときの配偶者の平均余命の年数を入れます

平均余命とは？

年齢ごとに「あと何年生きられるか」という期待値を算出したものです。厚生労働省は毎年「簡易生命表」を作成、データを公表しています。

主な年齢の平均余命(令和4年) (単位：年)

年齢	男	女	年齢	男	女
20歳	61.39	67.39	45歳	37.20	42.93
25歳	56.53	62.48	50歳	32.51	38.16
30歳	51.66	57.56	55歳	27.97	33.46
35歳	46.80	52.65	60歳	23.59	28.84
40歳	41.97	47.77	65歳	19.44	24.30

出典：厚生労働省
令和4年 簡易生命表の概況

※平均余命の詳細は厚生労働省の最新生命表を参照ください。



仮定③ 2ページに記載の教育費を参照の上、必要金額を算出 万円



仮定④
 葬儀費/墓代など一時金 万円
 予備費(車検・家の修繕、子供の結婚費用など) 万円
 その他想定される費用 万円

上記合計が支出として想定される概算の金額になります。 万円

準備済みの資金

預貯金や投資など	預貯金・売却可能な資産 約 _____ 万円
配偶者の収入	配偶者の年収 約 _____ 万円×働く年数 _____ 年間＝ 約 _____ 万円
死亡退職金・弔慰金など※	死亡退職金は所属する会社・勤続年数・貢献度などにより異なります。死亡退職金については退職金規程、弔慰金については弔慰金規程をご確認ください。 その他に確定拠出型年金等、個人ごとに異なりますのでご確認ください。 合計 約 _____ 万円 (死亡退職金など正確な金額が算定できないものは、わかる範囲で含めてください)
遺族年金など	(令和6年3月1日現在)

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢などの条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金は対象者と給付額が決まっています

●遺族基礎年金

対象者：18歳までの子※のある配偶者と18歳までの子供※

年金額 795,000円+子の加算額

①遺族基礎年金額＝795,000円×末の子供が18歳※になるまで 年間＝ _____ 万円

上記にプラスして子の加算額を計算

②1、2人目の子の加算額 各228,700円

第一子加算額⇒228,700円×1人目の子供が18歳※になるまで 年間＝ _____ 万円

第二子加算額⇒228,700円×2人目の子供が18歳※になるまで 年間＝ _____ 万円

③3人目の以降の子の加算額 各76,200円

第三子加算額⇒76,200円×3人目の子供が18歳※になるまで 年間＝ _____ 万円

◆4人目以降の子の加算額も③と同様に計算

遺族基礎年金額は 上記①～③の合計額 _____ 万円

※子ども：18歳到達年度の末日までの子ども、または20歳未満で1級・2級の障害状態にある子どものことです。

配偶者が65歳になると配偶者本人の老齢基礎年金が給付されます

●老齢基礎年金

対象者：配偶者本人 年金額：795,000円

老齢基礎年金額＝795,000円×配偶者の平均余命 _____ 年間⇒ _____ 万円

遺族厚生年金は保険料納付額・加入期間などにより算出されます

遺族厚生年金の年金額は、死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となります。加入年数が300月(25年)に満たない場合は、300月として換算することができます。計算式は以下の通りです。

●遺族厚生年金

《厚生年金加入期間300月以上の場合》

老齢厚生年金額 × ¾ × 配偶者平均余命 _____ 年間＝ _____ 万円

《厚生年金加入期間300月未満の場合》

老齢厚生年金額 ÷ 加入期間×300月 × ¾ × 配偶者平均余命 _____ 年間＝ _____ 万円

※中高齢寡婦加算：遺族厚生年金の給付がある妻は40歳から65歳になるまでの間、年額596,300円プラスされます。(遺族基礎年金の給付がある妻は遺族基礎年金の給付終了後かつ40歳から65歳までの間を対象)中高齢寡婦加算596,300円×配偶者対象期間 _____ 年間＝ _____ 万円

遺族厚生年金
支給額の
計算式

上記が準備済み資金合計額になります。 _____ 万円

現時点での必要保障額

支出合計額 (_____ 万円) - 準備済みの資金合計額 (_____ 万円) = 現時点での必要保障額 (_____ 万円)

ねんきん定期便を見よう

年金制度への理解を深めること等を目的に、毎年誕生月に、ご自身の年金記録が記載された「ねんきん定期便」が日本年金機構から届きます。

下図のように、「ねんきん定期便」は年齢によって形式や記載される内容が異なりますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

区分		送付形式		内容	備考
毎年 (節目の年以外)	50歳未満	はがき	直近1年間の 情報	これまでの加入実績に応じた 年金額	被保険者の 誕生月に郵送
	50歳以上			年金見込額	
節目の年	59歳	封書	全期間の 年金記録情報	年金見込額	
	35歳・45歳			これまでの加入実績に応じた 年金額	

支給額の算出のもととなる老齢厚生年金額は「ねんきん定期便」で確認することができます。下図見本の①一般厚生年金の月数、②老齢厚生年金額を参照ください。

令和5年度「ねんきん定期便」見本(50歳未満)

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りに
必要な加入期間が記載されています)

国民年金 (a)			
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)	付加保険料 納付済月数
月	月	月	月

厚生年金保険 (b)

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金額
① 月	月	月	円

3. これまでの加入実績に応じた年金額
(今後の加入状況に応じて年金額が増加します※表面の図もご覧ください)

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円

①一般厚生年金月数=加入期間

②老齢厚生年金額=一般厚生年金期間の金額

令和5年度「ねんきん定期便」見本(50歳以上)

※年金受給者の書式は異なります。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りに
必要な加入期間が記載されています)

国民年金 (a)			
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)	付加保険料 納付済月数
月	月	月	月

厚生年金保険

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金額
① 月	月	月	円

3. 老齢年金の種類と見込額
(今後の加入状況に応じて年金額が増加します※表面の図もご覧ください)

受給開始年齢	歳～	歳～	円
(1) 基礎年金		老齢基礎年金	円
(2) 厚生年金		老齢厚生年金	円
一般厚生年金期間		円 (報酬比例部分)	円
		円 (経過的加算部分)	円

①一般厚生年金月数=加入期間

②老齢厚生年金額=一般厚生年金期間の金額

※上記の見本の見方は公務員厚生年金および私学共済厚生年金の加入歴がない方を前提として記載しています。
※遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給要件・対象者・年金額の詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

希望グループ保険の月額保険料

(単位：円)

死亡 高度障害 保険金	年 齢		18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
	生年月日		平 1.3.2 平 19.3.1	昭 59.3.2 平 1.3.1	昭 54.3.2 昭 59.3.1	昭 49.3.2 昭 54.3.1	昭 44.3.2 昭 49.3.1	昭 39.3.2 昭 44.3.1	昭 34.3.2 昭 39.3.1	昭 29.3.2 昭 34.3.1
本 人	6,000万円	男性	5,460	7,020	9,600	13,860	20,280	29,400	—	—
		女性	3,420	5,880	7,260	10,380	14,100	17,940	—	—
	5,500万円	男性	5,005	6,435	8,800	12,705	18,590	26,950	—	—
		女性	3,135	5,390	6,655	9,515	12,925	16,445	—	—
	5,000万円	男性	4,550	5,850	8,000	11,550	16,900	24,500	—	—
		女性	2,850	4,900	6,050	8,650	11,750	14,950	—	—
	4,500万円	男性	4,095	5,265	7,200	10,395	15,210	22,050	—	—
		女性	2,565	4,410	5,445	7,785	10,575	13,455	—	—
	4,000万円	男性	3,640	4,680	6,400	9,240	13,520	19,600	—	—
		女性	2,280	3,920	4,840	6,920	9,400	11,960	—	—
	3,500万円	男性	3,185	4,095	5,600	8,085	11,830	17,150	—	—
		女性	1,995	3,430	4,235	6,055	8,225	10,465	—	—
	3,000万円	男性	2,730	3,510	4,800	6,930	10,140	14,700	22,560	—
		女性	1,710	2,940	3,630	5,190	7,050	8,970	11,940	—
	2,950万円	男性	2,685	3,452	4,720	6,815	9,971	14,455	22,184	—
		女性	1,682	2,891	3,570	5,104	6,933	8,821	11,741	—
	2,900万円	男性	2,639	3,393	4,640	6,699	9,802	14,210	21,808	—
		女性	1,653	2,842	3,509	5,017	6,815	8,671	11,542	—
	2,500万円	男性	2,275	2,925	4,000	5,775	8,450	12,250	18,800	—
		女性	1,425	2,450	3,025	4,325	5,875	7,475	9,950	—
2,000万円	男性	1,820	2,340	3,200	4,620	6,760	9,800	15,040	—	
	女性	1,140	1,960	2,420	3,460	4,700	5,980	7,960	—	
1,800万円	男性	1,638	2,106	2,880	4,158	6,084	8,820	13,536	—	
	女性	1,026	1,764	2,178	3,114	4,230	5,382	7,164	—	
1,600万円	男性	1,456	1,872	2,560	3,696	5,408	7,840	12,032	—	
	女性	912	1,568	1,936	2,768	3,760	4,784	6,368	—	
1,500万円	男性	1,365	1,755	2,400	3,465	5,070	7,350	11,280	—	
	女性	855	1,470	1,815	2,595	3,525	4,485	5,970	—	
1,400万円	男性	1,274	1,638	2,240	3,234	4,732	6,860	10,528	15,638	
	女性	798	1,372	1,694	2,422	3,290	4,186	5,572	7,532	
1,200万円	男性	1,092	1,404	1,920	2,772	4,056	5,880	9,024	13,404	
	女性	684	1,176	1,452	2,076	2,820	3,588	4,776	6,456	
配 偶 者	1,000万円	男性	910	1,170	1,600	2,310	3,380	4,900	7,520	11,170
		女性	570	980	1,210	1,730	2,350	2,990	3,980	5,380
	900万円	男性	819	1,053	1,440	2,079	3,042	4,410	6,768	10,053
		女性	513	882	1,089	1,557	2,115	2,691	3,582	4,842
	800万円	男性	728	936	1,280	1,848	2,704	3,920	6,016	8,936
		女性	456	784	968	1,384	1,880	2,392	3,184	4,304
	700万円	男性	637	819	1,120	1,617	2,366	3,430	5,264	7,819
		女性	399	686	847	1,211	1,645	2,093	2,786	3,766
	600万円	男性	546	702	960	1,386	2,028	2,940	4,512	6,702
		女性	342	588	726	1,038	1,410	1,794	2,388	3,228
	500万円	男性	455	585	800	1,155	1,690	2,450	3,760	5,585
		女性	285	490	605	865	1,175	1,495	1,990	2,690
	300万円	男性	273	351	480	693	1,014	1,470	2,256	3,351
		女性	171	294	363	519	705	897	1,194	1,614
	200万円	男性	182	234	320	462	676	980	1,504	2,234
		女性	114	196	242	346	470	598	796	1,076

	死亡（高度障害）保険金	月額保険料	本人（親）の保険金
ムネ ぞ	400万円	280円	500万円以上加入していること
	300万円	210円	300万円以上加入していること
	200万円	140円	200万円以上加入していること

※年齢(保険料)ランクが1ランクアップする方は、保険料が上がりますのでご注意ください。

※年齢の計算基準日は、2024年9月1日です

希望グループ保険のしくみについて

希望グループ保険はレゾナックグループの福利厚生制度の保険ですのでスケールメリットがあり、さらに保険に関する事務を契約者が行っていますので加入しやすい保険料となっています。

団体定期保険とは

団体定期保険は、ある一定数の加入者がいる団体を対象としています。

契約者は加入者個人ではなく、(株)レゾナック・ホールディングスで、団体として1つの保険契約になります。ですので、定期的にまとめて保険料収入があることを前提に付加保険料率(保険会社の制度運営費の保険金額に対する割合)を設定しています。また、加入や変更に関連する手続きや、皆様の給与から天引きした保険料を団体でとりまとめて振り込むなど保険に関する事務を契約者が行っています。

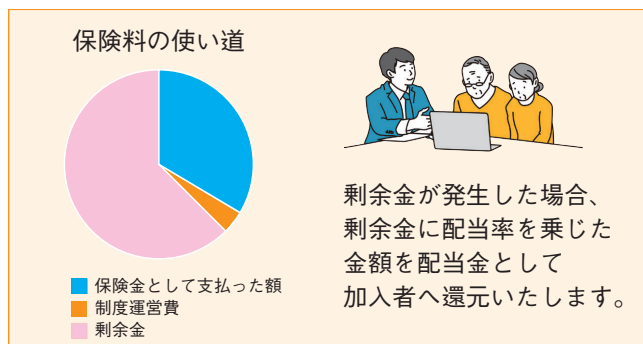
スケールメリット

保険契約の規模(加入者数や総保険金額など)で比較すると、規模が大きいほど付加保険料率が下がるため、その結果のひとつとしてお手頃な保険料に繋がります。

配当金とは

毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間について皆様からお預かりした保険料のうち、制度運営費や保険金としてお支払いした金額を差し引いて、剰余金が生じた場合は、配当金として加入者の皆様へお返しいたします。

※配当金は、毎年変動いたしますので将来お支払いする配当金額は確定できません。また、保険金のお支払い状況によってはゼロとなる年度もございます。



直近5年間の保険金の支払いと配当率の実績

年度(保険期間)	保険金のお支払い件数	保険金お支払い総額	配当金還元率 [※]
2023年度(2023年9月1日~2024年8月31日)	11件	54,000,000円	約60.3%
2022年度(2022年9月1日~2023年8月31日)	13件	50,500,000円	約61.4%
2021年度(2021年9月1日~2022年8月31日)	7件	17,000,000円	約78.0%
2020年度(2020年9月1日~2021年8月31日)	14件	38,500,000円	約61.7%
2019年度(2019年9月1日~2020年8月31日)	8件	31,000,000円	約13.9%

※配当金還元率とは、年間保険料に対する配当金の割合のことです。

直近5年間の配当金還元率の平均
約55.0%

実例

35歳男性1,000万円加入・月額保険料910円の場合、直近5年間の平均配当金還元率55.0%で換算すると、実質の保険料負担額は月額410円です。

配当金を考慮すると、実質の保険料負担が軽減されます。



配当金のQ&A

Q1 配当金はどうやって受け取れますか？

A1 給与口座に所属会社を通じてお振り込みいたします。

Q2 脱退してもその年の配当金はもらえますか？

A2 保険期間は毎年9月1日から8月31日までです。8月31日時点で加入している方が配当金を受け取ることができます。期間の途中で脱退した場合は対象外です。

よくあるご質問 Q & A

Q1 何歳まで加入できますか？

本人・配偶者の場合、新規は満60歳6か月まで、継続は満70歳6か月まで
子供は満2歳6か月から満22歳6か月までご加入いただけます。
※年齢の計算基準日は2024年9月1日です。

A1

Q2 加入はいつできますか？

通年で募集しており、毎月1日付でご加入いただけます。
※前々月20日締切となります。

A2

Q3 妊娠中でも加入できますか？

はい、ご加入いただけます。ただし妊娠週数や健康状態
等によってはご加入いただけない場合もございます。

A3

Q4 病気やケガで入院や手術をした場合は対象ですか？

死亡または所定の高度障害状態になった場合に保険金をお支払いする
保険ですので、入院や手術の費用の給付金はございません。

A4

Q5 解約したら返ってくるお金はありますか？

いいえ、解約払戻金はございません。

A5

Q6 保障額の変更はできますか？

はい、毎月1日付で変更可能です。ただし健康状態等によっては増額
いただけない場合がございます。※前々月20日締切となります。

A6

Q7 死亡保険金の受取人は変更できますか？

はい、変更可能です。変更しない限り加入時点で指定した死亡保険金受取人
となります。例えば結婚等で変更する必要がある場合はお申し出ください。

A7

Q8 退職したらどうなりますか？

脱退となります。定年退職時の時点で加入されている方は、70歳まで
継続してご加入いただくことが可能ですが、保障額の制限があります。

A8

Q9 税制上の優遇はありますか？

はい、ございます。
保険料は配当金を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となります。
死亡保険金は死亡保険金受取人が法定相続人の場合、他の生命保険金と合算して
500万円 × 法定相続人の数 = 非課税限度額となります。
高度障害保険金は全額非課税となります。※2025年2月1日現在の税制による

A9



その他、ご不明な点などございましたら、取扱代理店の
昭光通商保険サービスまでメール・電話でお気軽にお問い合わせください。



制度の概要

この保険の特長

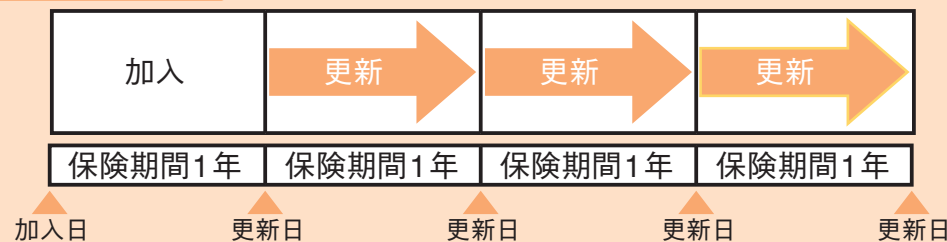
この保険はレゾナック・ホールディングスを契約者とし、グループ社員を対象とした団体保険です。グループ内で運営されるため、スケールメリットがあり、お手軽な保険料で加入できるメリットがあります。ご加入者の死亡・高度障害状態に対する保障を確保できます。

保険期間は一年間の定期保険ですが、加入資格を満たす限り更新により継続して加入することができますので、健康状況に関係なく、保障を従前と同じ内容で継続いただけますのでご安心ください。

保険金は受取人の希望により、一時金としてだけでなく、年金として受け取ることも選択できます。

詳しくはP.11の「保険金の年金受け取りについて」の項目をご確認ください。

しくみ(イメージ)



一度ご加入いただくと、加入資格を満たす限り、継続して加入いただくことができますのでご安心ください。
※増額時は告知による手続きが必要です。

加入資格

《本人》 新規加入：レゾナックグループに勤務する役員および従業員で満60歳6か月までの方
(生年月日が昭和39年3月2日以降の方)

継続加入：レゾナックグループに勤務する役員および従業員で満70歳6か月までの方

《配偶者》 新規加入：本人と同一戸籍に記載されている配偶者で満60歳6か月までの方

継続加入：本人と同一戸籍に記載されている配偶者で満70歳6か月までの方

《子ども》 : 本人が扶養している平成14年3月2日から令和4年3月1日までに生まれた方
健康保険法に定める被扶養者のうち、子に関する規定を準用します。
なお、子どもが加入する場合は、加入資格のある子ども全員に加入いただきます。

《退職者》 : 定年退職時に加入されている方は継続して加入いただけます。
加入していた保険金額または1,400万円のいずれか低い金額が限度となります。
在職中の保険金額が1,400万円超の場合は、次回更新日に1,400万円以下へ減額のお手続きが必要となりますので、あらかじめご承知おきください。
なお、退職後の配偶者・子どもの新規加入はできません。
保険料は年1回払いに変更となります。

※年齢の計算基準日は2024年9月1日です。

※健康状態によっては新規加入および増額ができないことがあります。



ご注意

※配偶者・子どものみの加入はできません。

※配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額を超えることはできません。

※本人が死亡・高度障害状態または脱退した場合は配偶者・子どもも同時脱退となります。

保険期間

2025年6月1日～2025年8月31日までの3ヶ月間です。

※以降は毎年保険期間1年で自動更新となります。

保険料

5月の給与より毎月保険料を控除いたします。

(中途加入の場合は、効力発生日の属する月の前月の給与より控除を開始します。)

脱退による払戻金

この保険契約には脱退された場合の解約払戻金はありません。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者にお支払いします。
配当金がある場合は、年間の保険料から配当金を控除した金額が実質の保険料になるため、保険料負担が軽減されます。
ただし、決算実績などによっては配当金をお支払いできない年度もあります。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となった場合は配当金の対象外ですのでご注意ください。

保険金のお支払い

保障は全て保険期間中に発生したものに限り、業務上、業務外を問わずお支払いします。

○死亡（高度障害）保険金

病気などにより、死亡したときは死亡保険金受取人（被保険者の指定した方）に、また加入日以降の傷害または疾病により以下の高度障害状態のいずれかに該当したときは被保険者にお支払いします。

※死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

※この保険では、遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

【対象となる高度障害状態】

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険金の年金受け取りについて

受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受け取る選択ができます。

年金の種類と型	確定年金(5年・10年・15年・20年・25年)/定額型(年額12万円以上)
年金受取人	死亡・高度障害保険金の受取人です。年金受取開始後は年金受取人の変更はできません。 年金受取期間中に年金受取人が死亡された場合は、その相続人に残存受取期間の未払い年金現価をお支払いします。
年金の受け取り方法	毎年1回の受け取りです。年金受取開始日は2月、5月、8月、11月(各15日)のいずれかを選択し、以後は毎年応当日にお受け取りいただけます。年金受取開始後に年金受取人から残額受取期間分の一括受取の申し出があった場合は、未払い年金の現価をお支払いします。

税務上の取り扱い

《保険料》 保険料から配当金(配当金がある場合)を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

《死亡保険金》 ●本人(主たる被保険者)の死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
(相続税法第12条第1項第5号)

●配偶者・子どもの死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の場合、一時所得として所得税の課税対象となり、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)以外の場合、贈与税の課税対象となります。(所得税法第34条、相続税法第5条)

《高度障害保険金》 被保険者本人が受け取る場合、全額非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税 基本通達9-21)

《年金での受取》 雑所得として所得税の課税対象となり、他の所得と合算のうえ総合課税となります。(所得税法施行令第35条、同法施行令第183条)

※個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

※2025年2月1日現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。

弔慰金規程の対象となる従業員への保険制度

当制度は以下の対象企業の弔慰金規程の対象となる従業員に不慮の事態が生じた場合に備え、契約者が保険料を負担し、従業員を被保険者として保険を付保しております。

加入対象者	弔慰金規程の対象となる所属員	対象企業	
保険金	50万円	(株)レゾナック・ホールディングス	(株)レゾナック
		(株)レゾナック・オートモーティブプロダクツ (株)レゾナック・アプライドカーボン	(株)レゾナック・ブレイキ (株)HKSP
死亡保険金受取人	従業員弔慰金規程に定める弔慰金受取人	(株)レゾナック・テクノサービス (株)レゾナック・ビジネスサービス	
高度障害保険金受取人	被保険者		

保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、死亡(高度障害)保険金をお支払いできません。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

- (1) 被保険者が加入後1年以内に自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします
- (2) 被保険者の故意により高度障害状態になった場合
- (3) 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合
- (4) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合(または高度障害状態になった場合)
- (5) 加入日(責任開始日)前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合
(注) その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります
- (6) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
- (7) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
- (8) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金などの不法取得目的があった場合
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
- (10) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、(7)または(8)に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません

個人情報の取り扱いに関するお知らせ

この保険は、(株)レゾナック・ホールディングス(以下、契約者といいます)を契約者、昭光通商保険サービス(株)・(株)レゾナック・ビジネスサービス(以下、事務代行会社といいます)を事務代行会社として契約者および制度加入対象の関連会社(以下、加入会社といいます)の従業員を対象とする団体保険です。

当該保険契約の運営にあたっては、契約者・加入会社・事務代行会社は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受保険会社へ提供します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、契約者、事務代行会社、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、契約者、加入会社、事務代行会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。また、指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。当件について同意していただけない場合は、総務・人事部あてに4月18日までにお申出ください。(注)保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

制度運営および引受保険会社

この制度は、(株)レゾナック・ホールディングスが以下に記載した引受保険会社と締結した「年金払特約付こども特約付団体定期保険契約」にもとづき運営します。なお、現在当制度を利用している加入会社が、今後資本関係の変動により利用できなくなった場合、その加入会社に所属する既加入者について、定年退職者と同様な取り扱いができる場合があります。以下に記載の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(2025年2月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
富国生命保険相互会社「事務幹事会社」	38.6%	日本生命保険相互会社	15.6%
第一生命保険株式会社	18.9%	太陽生命保険株式会社	6.5%
明治安田生命保険相互会社	18.8%	住友生命保険相互会社	1.6%

業務または財産の状況の変化による保険金額など削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額・年金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険保険会社保護機構までお問合せください。(引受保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています。)

お手続き方法について

新規加入・保険金額変更(増額・減額)希望の方は、「団体定期保険加入申込書兼告知書」に必要事項を記入・申込印を押印のうえ、2枚目をご提出ください。

「加入申込書兼告知書」の記入方法について (新規加入)

	チェック項目	チェック欄
①	「加入申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。	
②	被保険者(加入する方)の氏名をカタカナと漢字でご記入ください。	
③	性別と生年月日をご記入ください。	
④	死亡保険金受取人の氏名(カタカナ・漢字)をご記入ください。	
⑤	死亡保険金受取人の氏名(カタカナ・漢字)、続柄コードと割合をご記入ください。続柄コードは加入申込書兼告知書の下欄に一覧が記載されていますので参照の上、数字をご記入ください。 ※重要：死亡保険金受取人の変更を申し込まれる場合は、「加入申込書兼告知書」の裏面の留意点を必ずご確認ください。	
⑥	申込金額(万円)をパンフレットP.3の保険料表をご覧の上、数字をご記入ください	
⑦	「健康状態の告知欄について」と「被保険者の告知事項」を必ずご確認の上、健康状態の告知欄をご記入ください。 ※「はい」に該当する場合は、別途被保険者告知書の提出が必要です。	
⑧	申込(了承・同意)印欄に押印ください。※スタンプ印(シャチハタ等)以外の印鑑で押印ください。	

富国生命保険相互会社 御中

団体定期保険加入申込書兼告知書

契約者は貴社の団体定期保険普通保険約款(特約付のときはその特約事項を含む)および下記の「加入(異動)年月日」より効力が発生することを了承の上、被保険者の同意を得て本契約を申し込みます。また、被保険者が加入資格であることを確認しています。

すべての被保険者は、募集パンフレットなど(特に重要なお知らせ「契約概要」・「注意喚起情報」を含む)の内容を了承し、本申込書兼告知書記載の事項および告知内容が事実と相違ないことならびに申込内容(保障内容・保険金額など)が自らの意向に沿ったものであることを確認したことを誓約のうえ申し込みます。また、募集パンフレットなどに記載の個人情報の取扱いについて被保険者受取人とともに同意します。

申込締切日 令和 7 年 4 月 18 日
効力発効日 令和 7 年 6 月 1 日

団体名(契約者名) 株式会社 レゾナック・ホールディングス
事業所名

本人	6000	5500	5000	4500	4000	3500	3000	2950	2900
	2500	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000	900
	800	700	600	500	300	200			
配偶者	1000	900	800	700	600	500	300	200	
子ども	400	300	200						

① 申込日(告知日) 令和 7 年 4 月 1 日

契約番号	※ 事業所番号	所属 1	所属 2	所属 3	加入(異動)年月日	被保険者番号
1 20058 091					令和 7 年 4 月 1 日	

申込区分	被保険者氏名 (カッコ内にフリガナ、その下に漢字でご記入ください。)	性別	生年月日 (年 月 日)	保険金受取人氏名 1 [※] (カッコ内にフリガナ、その下に漢字でご記入ください。)	続柄 1	割合 (%)	保険金受取人氏名 2 [※] (カッコ内にフリガナ、その下に漢字でご記入ください。)	続柄 2	割合 (%)	現加入保険金額(主契約) (万円)	今回加入できる最高保険金額(万円)	申込(了承・同意)印	健康状態の告知
本人	ホケン ショウタ 保険 翔太	男	6 1 2 1 0	ホケン アオイ 保険 葵	2	100				4000		印	はい
配偶者	ホケン アオイ 保険 葵	女	3 6 1 5	ホケン ショウタ 保険 翔太	2	100				1000		印	はい
こ	ホケン レン 保険 蓮	女	2 8 2 0	ホケン ショウタ 保険 翔太	3	100				200		印	はい
と												印	はい
も												印	はい

※ 「保険金受取人氏名記入欄記入に際しての留意点」と「共同取扱契約についての説明」が本申込書兼告知書の裏面に記載されていますので必ずご確認ください。

続 2. 配偶者 4. 子ども 7. 事業所 11. 労基法の順位による 12. 祖父母
柄 3. 父または母 5. 兄弟姉妹 8. 法定相続人 (※基則に定める優先順位を受けず)

子どもが未成年の場合は、親権者が押印してください。

支社受付	本社受付	本社担当グループ チェック 番号	システム
		NO.	

健康状態の告知欄について

※新規加入・増額を申し込まれる方は、右記の告知事項のいずれかに該当する場合は「はい」、すべてに該当しない場合は「いいえ」を○で囲んでください。「はい」の場合は、別途「被保険者告知書」をご提出ください。

※告知していただいた事項が事実と相違していた場合、ご契約は解除され、保険金・給付金が支払われない場合がありますので、ありのまま正確に告知してください。

被保険者の告知事項

- 最近3ヵ月以内に、医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
- 過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
また、過去1年以内に、病気やけがで初診から継続して2週間以上にわたり医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
- 手・足の欠損または機能に障りがありませんか。または、背骨(脊柱)・視力・聴力・言語・そしゃく機能の障りがありますか。

富国生命保険相互会社 御中

⑧ 申込(了承・同意)印欄に押印ください。 ※スタンプ印(シャチハタ等)以外の印鑑で押印ください。

富国生命保険相互会社 御中

富国生命保険相互会社 御中

